

労働・助成金情報 特急便

第 21 号 (2012 年 12 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今号では36協定について触れたいと思います。この機会にもう一度ご確認ください。また、裏面では雇用保険の特定理由離職者についてご紹介いたします。ご参考にさせていただきます。

労働時間、休日に関する主な制度

▶ 法定の労働時間、休憩、休日

- ・ 使用者は原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
- ・ 使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えなければいけません。
- ・ 使用者は、少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日以上の休日を与えなければなりません。

▶ 時間外労働協定（36協定）

労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者との労使協定において、時間外・休日労働について定め、行政官庁に届出た場合には、法定の労働時間を超える時間外労働、法定の休日における休日労働が認められます。この労使協定を「時間外労働協定」といいます。なお、時間外労働時間には限度が設けられています。（下表「①一般労働者」参照）

※労働基準法第36条に定めがあることから、一般に「36（サブロク）協定」とも呼ばれています。

▶ 変形労働時間制

変形労働時間制は、労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができます。「変形労働時間制」には、1ヶ月単位、1年単位、1週間単位のものがあります。

1年単位の変形労働時間制により労働する労働者（3か月を超える期間を対象期間とする労働者に限る）については、変形労働時間制によらない労働者より短い限度時間が定められています。（下表「②1年単位の変形労働制」参照）

厚生労働大臣が定める限度時間は次の通りです。

期間	① 一般労働者	② 1年単位の変形労働時間制
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1か月	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間
3か月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

参考文献：厚生労働省ホームページ及びリーフレット

ご挨拶

はじめまして。第1号からこの特急便の担当をさせていただきました杉山と申します。毎号、勉強させて頂きながら発行しておりました。なにか少しでも皆様のお役に立つ情報が提供できていたなら幸いです。今号で卒業となりました。つたない文章でしたが今までお読頂き本当にありがとうございました。杉山直美

はじめまして。11月末よりこちらの事務所でお世話になっております、大竹山と申します。次号より特急便の担当をさせて頂くことになりましたが、労務に関する知識は皆無なので、自分自身の勉強をさせて頂きながら、皆様にも情報を提供できればと思っております。どうぞ宜しくお願いします。大竹山紀子